

1 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 第1条関係 (議案集7~25ページ)

改正箇所	改正内容				
別表第一 別表第二	給料表の改定 別表第一【行政職給料表(一)・(二)】及び別表第二【医療職給料表(二)・(三)】				
勤 勉 手 当 (第27条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
		再任用職員以外の職員		再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	0.95月 (改正なし)	1.1月 (+0.15月)	0.45月 (改正なし)	0.55月 (+0.1月)
管理職員	1.15月 (改正なし)	1.3月 (+0.15月)	0.55月 (改正なし)	0.65月 (+0.1月)	

(2) 第2条関係 (議案集26ページ)

改正箇所	改正内容				
勤 勉 手 当 (第27条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
		再任用職員以外の職員		再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.025月 (+0.075月)	1.025月 (-0.075月)	0.5月 (+0.05月)	0.5月 (-0.05月)
管理職員	1.225月 (+0.075月)	1.225月 (-0.075月)	0.6月 (+0.05月)	0.6月 (-0.05月)	

(3) 施行期日等 (議案集26~27ページ)

ア 施行期日

令和2年1月1日。ただし、1(1)の勤勉手当(第27条)については公布の日、
1(2)については令和2年4月1日

イ 適用日

1(1)の勤勉手当(第27条)については、令和元年12月1日に遡及して適用

2 議案第43号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 条例改正の主な内容 (議案集29~30ページ)

給料表の引下げによる退職手当への一時的な影響の激変緩和を図る特例措置として、令和2年1月1日から同年3月31日の間における定年退職者等に係る退職手当の基本額について、同年1月1日施行の給料表の改定がなかったものとみなした退職日給料月額とするもの

(2) 施行期日等 (議案集30ページ)

ア 施行期日

公布の日

イ 適用日

令和2年1月1日に適用(令和2年1月1日から同年3月31日までの経過措置)